

社会福祉法人天童会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天童会定款（以下「定款」という。）第八条及び第二二条に基づき役員等に対する報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において使う用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、役員及び評議員選任・解任委員並びに会計監査人をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の主たる事務所において常時勤務する者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、役員手当及び退職慰労金をいう。
- (5) 理事手当とは、非常勤理事が職責に応じて執務したときに支給する手当をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行上必要な交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、定款第八条に定める総額の範囲内において、この規程の定めるところにより算定した額を支給する。

2 役員報酬は、評議員会の決議によりあらかじめ定められた報酬総額の範囲内において、この規程の定めるところにより算定した額を支給する。

(常勤理事の報酬等)

第4条 常勤理事の報酬等は、次に定めるものを除き、社会福祉法人天童会給与規程（以下「給与規程」という。）を準用する。

(1) 報酬額は、給与規程の「業務職俸給表（一）」を適用し、役員手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当を支給する。

なお、報酬の格付けは、経歴等を換算し、「業務職俸給表（一）」10級1号俸を下限として決定する。

(2) 報酬の支払いは、月払いとする。ただし、期末手当及び勤勉手当の支払いは、6月及び12月の年2回とする。

(3) 役員手当は、次により支給する。

ア 調整手当

役員報酬の百分の十二を支給する。

イ 職務手当

役員報酬に調整手当を加算した額の百分の二十五を支給する。

2 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

(1) 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

(2) 月の中で就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜

日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(3) 第1号の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

3 常勤理事が退職した場合は、常勤理事の退職時の報酬に在籍年数を乗じて得た額を、退職慰労金として支給する。

4 報酬等の算定において、算出金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(理事手当)

第5条 非常勤理事が定められた職責に応じて、法人の主たる事務所において執務したときは、理事手当として1日につき7万円(「税込」以下同じ。)を支給する。

(非常勤役員等の報酬)

第6条 非常勤役員等が評議員会又は理事会に出席したときは、報酬として1回につき3万円を支給する。

2 監事が監査を実施したときは、報酬として3万円を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員の報酬は、評議員選任・解任委員会に出席したときに3万円を支給する。

(会計監査人の報酬)

第8条 会計監査人の報酬は、監査実施の都度、監事の過半数の同意を得て理事会において定める額を支給する。

(指導検査等の立会報酬)

第9条 監事が、所轄庁の要請を受けて法人及び施設の指導検査に立ち会ったとき及び会計監査人の監査に立ち会ったときは、1回につき2万円を支給する。

(会議等出席旅費等の費用)

第10条 役員等が、評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会への出席並びに監査会場等へ出向したときは、実費弁償費として3,000円を支給する。

ただし、交通費の実費が実費弁償費の額を超えた場合は、社会福祉法人天童会旅費規程(以下「旅費規程」という。)により支給する。

(出張旅費等)

第11条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、研修会参加費等の必要経費及び旅費規程による出張旅費を支給する。

(兼務役員等)

第12条 この規程は、役員等が法人職員として給与規程による給与を支給されている場合は適用しない。

(公表)

第13条 この規程は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給に関する基準として公表する。

(細則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。
(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。